

事 務 連 絡
令和 3 年 11 月 18 日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会
事 業 部

解体工事におけるフロン排出抑制法の遵守について（周知依頼）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 4 月 19 日付事務連絡にて、改正フロン排出抑制法の厳正かつ実効性のある施行について、通知したところです。このたび、令和 3 年 11 月 9 日に警視庁から東京都で発生したフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）違反の検挙事案について公表されたことを受けて、解体工事におけるフロン排出抑制法の遵守について、改めてパンフレット等を活用しての再周知について、別添のとおり、国土交通省より依頼がありました。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、貴会会員企業の皆様に対して周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- ・国土交通省通知文（事務連絡：令和 3 年 11 月 15 日）
- ・パンフレット「フロン排出抑制法」（2021 年 7 月版）

【担当】 事業部 八重樫

TEL：03-3551-9396

FAX：03-3555-3218

E-mail：jigyo@zenken-net.or.jp